

神戸地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税の更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(芦屋税務署長)  
平成30年7月11日棄却・控訴

判 決

原告	甲
同訴訟代理人弁護士	笠松 健一
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	芦屋税務署長 藤田 典之
被告指定代理人	溝口 優
同	東 正幸
同	足立 昌隆
同	三川 雅史
同	岡崎 年晴
同	福場 康雄
同	辻 清人

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

処分行政庁が平成26年3月11日付けで原告に対してした以下の各処分をいずれも取り消す。

- 1 平成22年分の所得税の更正処分のうち総所得金額マイナス5026万6848円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 2 平成23年分の所得税の更正処分のうち総所得金額マイナス3092万6467円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分
- 3 平成24年分の所得税の更正処分のうち総所得金額マイナス367万9301円及び納付すべき税額0円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業等を営む原告が、処分行政庁から平成22年分から平成24年分までの所得税につき、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分を受けたところ、事業の遂行上、貸付金の貸倒れにより生じた損失があるから、事業所得の計算上、その額が必要経費に当たるなどと主張して、上記更正処分のうち申告額を超える部分及び上記賦課決定処分の各取消しを求め

る抗告訴訟（処分取消しの訴え）である。

## 2 法令等の定め

### (1) 所得税法の定め

居住者の営む事業所得を生ずべき事業について、その事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権の貸倒れその他政令で定める事由により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する（51条2項）。

### (2) 所得税法施行令の定め

事業所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われ、又はその事実のうちに含まれていた取り消すことのできる行為が取り消されたものであって、事業所得を生ずべき事業の遂行上生じたものは、所得税法51条2項にいう「政令で定める事由」に含まれる（141条3号）。

### (3) 所得税法基本通達（以下「本件通達」という。）の定め（乙49）

貸金等（所得税法51条2項に規定する「事業の遂行上生じた売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる債権」をいう。以下同じ。）について、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その貸金等の弁済を受けることができないと認められる場合において、その債務者に対し債務免除額を書面により通知した場合には、その貸金等の額のうちその通知した債務免除額は、その事実の発生した日の属する年分の当該貸金等に係る事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する（51-11（4））。

貸金等につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額が回収できないことが明らかになった場合には、当該債務者に対し有する貸金等の全額について貸倒れになったものとしてその明らかになった日の属する年分の当該貸金等に係る事業の所得の金額の計算上必要経費に算入する。この場合において、当該貸金等について担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒れとすることはできない（51-12）。

## 3 前提事実

以下に掲げる事実は、当事者間に争いのない事実、証拠又は弁論の全趣旨等により容易に認めることのできる事実である。なお、認定に用いた証拠等は、その旨又は番号（特に断らない限り枝番を含む。）を各事実の末尾に括弧を付して掲げる。

### (1) 当事者及び関係者

ア 原告（昭和●年●月生）は、「A」という屋号で貸金業を営む者である。（争いのない事実、乙15、33の3）

イ 株式会社B（以下「B」という。）は、平成元年に設立された、不動産の売買、仲介及び管理等を目的とする株式会社である。Bは、平成9年6月●日、解散した。（争いのない事実、乙34）

ウ 乙（以下「乙」という。）は、平成2年5月10日以降、Bの代表者の地位にあった者である。（乙34）

エ 丙（以下「丙」という。）は、平成20年当時、株式会社Cの代表取締役の地位にあった者である。（争いのない事実）

オ 丁（以下「丁」という。）は、少なくとも平成20年6月から平成23年7月までの間、

建設工事業を営んでいた者である。(争いのない事実)

(2) 戊との取引関係

- ア 原告と戊(以下「戊」という。)は、昭和47年5月1日付けで、原告の戊に対する合計7億5000万円の債権に係る準消費貸借契約(以下「戊契約」といい、同契約に基づく戊に対する債権を「戊貸付金」という。)を締結した旨を記載した金銭消費貸借契約証書(以下「戊契約書」という。)を作成した。ただし、後記第3の1のとおり、戊貸付金に係る債権が発生しているか否かについて、当事者間で争いがある。(争いのない事実、乙13、16、弁論の全趣旨)
- イ 原告と戊は、平成8年6月3日付けで、戊契約を確認し、原告が毎年発生した戊貸付金の損害金(合計48億5500万円)を放棄してきた旨を記載した「貸金債権残額及び放棄確認証」と題する書面を作成した。(争いのない事実、乙16)
- ウ 原告と戊は、平成9年3月10日付けで、戊貸付金の平成8年12月31日現在の遅延損害金の総額が6億8608万6065円であること、同遅延損害金と戊貸付金の元金のうち1億1391万3935円の合計8億円を放棄したこと、これにより戊貸付金の元金が6億3608万6065円に減少したこと(以下この元金を「戊貸付金①」という。)を確認する旨を記載した「貸金残額及び債権放棄確認証」と題する書面を作成した。(争いのない事実、乙17)
- エ 原告と戊は、平成9年3月10日付けで、戊貸付金の元金6億3608万6065円から2億1421万2700円を控除した残元金4億2187万3365円(以下「戊貸付金②」という。)については利息及び遅延損害金を免除し、以後これに対する利息及び遅延損害金が発生しないことを確認する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面を作成した。(争いのない事実、乙18)
- オ 原告と戊は、平成15年2月17日付けで、戊貸付金①に対する平成9年1月1日から平成11年12月31日までの遅延損害金を放棄するとともに、戊貸付金②(元金)のうち7287万3365円を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面(2通)を作成した。(争いのない事実、乙19、20)
- カ 原告と戊は、平成16年2月26日付けで、戊貸付金①に対する平成12年1月1日から平成13年12月31日までの遅延損害金を放棄するとともに、戊貸付金②(元金)のうち9000万円を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面(2通)を作成した。(争いのない事実、乙21、22)
- キ 原告と戊は、平成17年3月1日付けで、戊貸付金①に対する平成14年1月1日から平成15年6月30日までの遅延損害金を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面を作成した。(争いのない事実、乙23)
- ク 原告と戊は、平成18年3月9日付けで、戊貸付金①に対する平成15年7月1日から平成16年12月31日までの遅延損害金を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面を作成した。(争いのない事実、乙24)
- ケ 原告と戊は、平成19年3月1日付けで、戊貸付金①に対する平成17年1月1日から平成18年6月30日までの遅延損害金を放棄するとともに、戊貸付金②(元金)のうち1億円を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面(2通)を作成した。(争いのない事実、乙25、26)

コ 原告と戊は、平成20年3月5日付けで、戊貸付金①に対する平成18年7月1日から平成19年12月31日までの遅延損害金を放棄するとともに、戊貸付金②（元金）のうち8500万円を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面（2通）を作成した。（争いのない事実、乙27、28）

サ 原告と戊は、平成21年3月6日付けで、戊貸付金①に対する平成20年1月1日から同年12月31日までの遅延損害金を放棄するとともに、戊貸付金②（元金）のうち7400万円を放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面（2通）を作成した。（争いのない事実、乙29、30）

シ 原告と戊は、平成22年12月12日付けで、戊貸付金①並びにこれに対する利息及び遅延損害金の全てを放棄する旨を記載した「貸金等に関する確認書」と題する書面を作成した。（争いのない事実）

### (3) Bとの取引関係

ア 原告は、Bに対し、以下のとおり金員を貸し付けた（以下、これらを併せて単に「B貸付金」ということがある。）。（争いのない事実）

平成3年3月29日 1億円（以下「B貸付金①」という。）

平成3年4月11日 5000万円（以下「B貸付金②」という。）

平成3年6月11日 2000万円（以下「B貸付金③」という。）

イ 乙は、原告との間で、B貸付金のそれぞれにつき、連帯して保証する旨の合意をした。また、Bは、その頃、原告のBに対する債権を担保するため、自己の所有する大阪府豊中市D所在の土地（以下「Dの土地」という。）に根抵当権を設定した。（争いのない事実、弁論の全趣旨）

ウ Bは、以下のとおり、原告に対し、B貸付金①及び②の利息を支払った。（争いのない事実）

平成3年4月30日 B貸付金①の利息 330万円

平成3年4月30日 B貸付金②の利息 100万円

平成3年6月3日 B貸付金①の利息 310万円

平成3年6月3日 B貸付金②の利息 160万円

エ Bは、平成12年2月21日、原告との間で、B貸付金②の遅延損害金1億0500万円の弁済に代えて、Dの土地の所有権を移転する旨を合意した。また、乙とE（乙の妻）は、同日、原告との間で、B貸付金②の遅延損害金2593万1500円の弁済に代えて、Dの土地上の建物（上記兩名の共有に属する）の所有権を移転する旨を合意した（以下、上記各合意を併せて「本件代物弁済」という。）。（争いのない事実）

オ 原告は、平成19年12月25日付けで、B貸付金①の遅延損害金3650万円、同②の遅延損害金2625万円、同③の遅延損害金852万円を放棄する旨を記載した「債権放棄書」と題する書面を作成した。（争いのない事実）

カ 原告は、平成20年12月21日付けで、B貸付金①の遅延損害金3650万円、同②の遅延損害金2590万円、同③の遅延損害金852万円を放棄する旨を記載した「債権放棄書」と題する書面を作成した。（争いのない事実）

キ 原告は、平成21年12月22日付けで、B貸付金①の遅延損害金5475万円、同②の遅延損害金2737万5000円、同③の遅延損害金1278万円を放棄する旨を記載

した「債権放棄書」と題する書面を作成した。(争いのない事実)

ク 原告は、平成23年11月18日付けで、B貸付金①及び③の遅延損害金の合計1億4145万6283円を放棄する旨を記載した「債権放棄書」と題する書面を作成し、同日付けで、これを乙に宛てて発送した。(争いのない事実)

ケ 原告は、平成24年12月9日付けで、B貸付金①ないし③の元金として合計3万円を受領した旨を記載した、乙宛ての「領収書(控)」と題する書面を作成した。(争いのない事実、弁論の全趣旨)

#### (4) 丙との取引関係

ア 丙は、平成20年、原告に対し、社会福祉法人Fとのトラブルを解決するための裁判費用を貸してほしい旨を申し込んだ。(争いのない事実)

イ 原告は、丙に対し、裁判費用の名目で、平成20年5月28日に60万円を、同年8月7日に77万5000円を、それぞれ無利息で貸し付けた(以下「丙貸付金」という。)。原告と丙は、丙貸付金につき、借用書を作成しなかった。また、丙貸付金は、原告の貸金業に係る取引としてされたものではなかった。(争いのない事実、弁論の全趣旨)

ウ 原告は、平成21年、東大阪簡易裁判所に対し、丙貸付金の支払を求める旨の支払督促の申立てをした。その後、同申立ては、丙から督促異議の申立てがあったため、訴訟に移行した(同裁判所平成●●年(〇〇)第●●号貸金請求事件)。(争いのない事実、弁論の全趣旨)

エ 原告と丙は、平成22年1月21日、上記ウの訴訟につき、訴訟上の和解を成立させた(以下「本件和解」という。)(争いのない事実、弁論の全趣旨)

オ 原告は、平成22年4月9日、大阪地方裁判所に対し、本件和解に係る和解調書(以下「本件和解調書」という。)の正本に基づき、丙の所有する不動産について強制競売の申立てをした(平成●●年(〇〇)第●●号。以下「本件競売申立て」という。)。同不動産には、その当時、G信用保証株式会社の丙に対する求償債権(債権額2680万円、損害金年14%)を担保するため、抵当権が設定されていた。原告は、同年8月9日、剰余を生ずる見込みがないことから、本件競売申立てを取り下げた。(争いのない事実、乙47、弁論の全趣旨)

カ 原告は、平成24年2月20日、大阪地方裁判所に対し、本件和解調書の正本に基づき、丙の自宅内にある動産について動産執行の申立てをした(平成●●年(〇〇)第●●号)。しかし、同申立ては、同月28日、換価の見込みのある動産が存在しないとして、執行不能により終了した。(争いのない事実)

#### (5) 丁との取引関係

ア 原告とH(丁の父)は、平成17年7月19日付けで、原告の丁に対する金銭消費貸借取引等に基づく債権を担保するため、Hの所有する篠山市所在の土地2筆及び建物1棟につき、極度額2000万円の共同根抵当権(以下「本件根抵当権」という。)を設定する旨を合意し、翌20日、その旨の登記手続をした。(乙36、弁論の全趣旨)

イ 原告は、平成17年7月22日、丁に対し、250万円を貸し付けた(以下「丁貸付金」という。)(争いのない事実)

ウ 丁は、以下の日に、原告に対し、丁貸付金につき、以下の金員を支払った。(争いのない事実)

平成17年12月 1日 6万円

平成17年12月13日 5万0030円

平成19年11月27日～平成20年9月10日 合計129万円

エ 丁は、平成20年6月から平成23年7月までの間に、原告から、代金合計1702万8195円で9件の工事（以下「本件工事」という。）を請け負った上、同年8月10日までに、これらをいずれも完成した。原告は、同日までに、本件工事代金のうち1500万5395円を支払った。（争いのない事実、弁論の全趣旨）

オ 原告と丁は、平成23年8月10日、丁貸付金の未払分と本件工事代金の未払分とを相殺し、丁貸付金の残額を放棄することを合意した。（争いのない事実）

カ 原告とHは、平成23年8月16日、本件根抵当権につき、同月10日解除を原因とする抹消登記手続をした。（乙36）

(6) Iとの取引関係

ア 原告は、平成8年12月19日、I（以下「I」という。）に対し、以下の約定で1500万円を貸し付けた（以下「I貸付金」という。）。（争いのない事実、乙37）

返済期間及び回数 平成8年12月31日から平成9年11月30日まで12回の分割  
返済

利息 年24.35%

遅延損害金 年40.00%

期限の利益の喪失 支払を1回でも怠ったときは、当然に期限の利益を失い、直ちに残債務の額を支払う。

イ J（以下「J」という。）は、平成8年12月19日付けで、原告との間で、I貸付金を連帯して保証する旨を合意した（以下「J保証契約」という。）。（争いのない事実、乙37）

ウ 神戸地方裁判所尼崎支部は、平成14年6月14日、Iに対し、原告にI貸付金の元金1500万円、利息及び遅延損害金を支払うよう命じる旨の判決を言い渡した（平成●●年（○○）第●●号貸金等請求事件）。（争いのない事実、乙38）

エ 神戸地方裁判所尼崎支部は、平成15年5月30日、Jに対し、J保証契約に基づき、原告にI貸付金の元金1500万円、利息及び遅延損害金を支払うよう命じる旨の判決を言い渡した（平成●●年（○○）第●●号貸金等請求事件）。（争いのない事実、乙39）

オ 原告は、以下のとおり、I貸付金の利息及び遅延損害金を受領した旨を記載した、I宛ての「領収書（控）」と題する書面を作成した。（争いのない事実、弁論の全趣旨）

平成15年10月14日付け 1万円

平成16年 9月28日付け 1万円

平成17年 7月13日付け 1万円

平成18年 4月 4日付け 1万円

平成19年10月16日付け 1万円

平成20年 5月29日付け 1万円

平成21年12月14日付け 1万円

平成22年10月 7日付け 1万円

平成23年 6月22日付け 1万円

カ 原告とIは、平成24年6月7日付けで、原告が元本1500万円及び遅延損害金674万8915円を放棄する旨を記載した「債権放棄に関する確認書」と題する書面を作成した。(争いのない事実、弁論の全趣旨)

(7) 前訴の経緯

ア 原告は、平成20年3月12日、芦屋税務署長に対し、平成19年分の所得税につき、別表1の「確定申告」及び「平成19年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。

(乙9)

イ 原告は、平成21年3月9日、芦屋税務署長に対し、平成20年分の所得税につき、別表1の「確定申告」及び「平成20年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。

(乙9)

ウ 原告は、平成22年3月15日、芦屋税務署長に対し、平成21年分の所得税につき、別表1の「確定申告」及び「平成21年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。

(乙9)

エ 芦屋税務署長は、平成22年7月1日付けで、原告に対し、平成19年分から平成21年分までの所得税のそれぞれにつき、別表1の「更正処分等」欄のとおり、更正処分並びに過少申告加算税及び重加算税の賦課決定処分(以下ではこのうち過少申告加算税の賦課決定処分を「前件各賦課決定処分」という。)をした。(乙9)

オ 芦屋税務署長は、平成23年2月25日付けで、原告に対し、平成19年分から平成21年分までの所得税のそれぞれにつき、別表1の「再更正処分等」欄のとおり、再更正処分(以下「前件各再更正処分」といい、これと前件各賦課決定処分とを併せて「前件各課税処分」という。)をした。(乙9)

カ 原告は、前件各課税処分につき、適法な審査請求及びこれに対する裁決を経た上、平成24年6月8日、平成19年ないし平成21年において戊貸付金②及びB貸付金①ないし③について貸倒れが発生しているなどと主張して、前件各賦課決定処分及び前件各再更正処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)の取消し等を求める訴えを提起した(大阪地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等請求事件。以下「前訴」という。)(乙9)

キ 大阪地方裁判所は、平成27年3月20日、平成19年分から平成22年分の原告の事業所得の計算上、戊貸付金②及びB貸付金①ないし③につき貸倒損失はないなどと判断し、前訴に係る原告の請求をいずれも棄却する旨の判決(以下「前訴第1審判決」という。)を言い渡した。(乙9)

ク 原告は、前訴第1審判決に対して控訴した(大阪高等裁判所平成●●年(〇〇)第●●号所得税更正処分取消等請求控訴事件)が、大阪高等裁判所は、平成27年12月2日、前訴第1審判決と同様の理由により、同控訴を棄却する旨の判決を言い渡した。同判決は、同月16日を経過したことにより確定した。(乙10、11、弁論の全趣旨)

(8) 本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成23年3月15日、処分行政庁に対し、平成22年分の所得税につき、別表2の「確定申告」及び「平成22年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。(争いのない事実)

イ 原告は、平成24年3月13日、処分行政庁に対し、平成23年分の所得税につき、別

表2の「確定申告」及び「平成23年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。  
(争いのない事実)

ウ 原告は、平成25年3月15日、処分行政庁に対し、平成24年分の所得税につき、別表2の「確定申告」及び「平成24年分」欄のとおり記載した確定申告書を提出した。  
(争いのない事実)

エ 処分行政庁は、平成26年3月11日付けで、原告に対し、平成22年分から平成24年分までの所得税のそれぞれにつき、別表2の「更正処分等」欄のとおり、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分(以下「本件各課税処分」という。)をした。(争いのない事実)

オ 原告は、平成26年5月9日、処分行政庁に対し、本件各課税処分について、別表2の「異議申立て」欄のとおり異議申立てをした。(争いのない事実)

カ 処分行政庁は、平成27年2月10日付けで、原告に対し、上記オの異議申立てをいづれも棄却する旨の決定をした。(争いのない事実)

キ 原告は、平成27年3月13日、国税不服審判所長に対し、本件各課税処分について、別表2の「審査請求」欄のとおり審査請求をした。(争いのない事実)

ク 国税不服審判所長は、平成28年3月4日付けで、原告に対し、上記キの審査請求をいづれも棄却する旨の裁決をした。(争いのない事実)

ケ 原告は、平成28年9月2日、本件訴えを提起した。(顕著な事実)

#### 4 本件各課税処分の根拠に関する被告の主張

被告が主張する本件各課税処分の根拠は、別紙「課税標準及び税額の計算」のとおりである。

#### 5 主たる争点

##### (1) 貸倒損失の有無及び額(争点1)

ア 原告の事業の遂行上、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に、戊に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。(争点1-1)

イ 原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に、Bに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。(争点1-2)

ウ 原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、丙に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。(争点1-3)

エ 原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。(争点1-4)

オ 原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、Iに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失があるか否か。同損失があったとした場合に、その額はいくらか。(争点1-5)

##### (2) その他損失の有無及び額(争点2)

原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金につき、所得税法施行令141条3号所定の事由により生じた損失があるか否か。同



損失があるとした場合に、その額はいくらか。

(3) 総収入金額から利息及び損害金相当額を控除することの可否（争点3）

原告の平成22年分及び平成23年分の事業所得に係る総収入金額（以下単に「総収入金額」という。）から、Iに対する貸付金に係る利息及び損害金に相当する額を控除すべきか否か。

第3 争点に対する当事者の主張

1 争点1-1（戊に対する貸倒損失の有無及び額）について

(1) 原告の主張

ア 貸倒損失が認められるための要件

所得税法51条2項所定の貸倒損失が認められるためには、債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、債権全額の回収の見込みがないことが確実になったことを要する。

上記解釈は、争点1-2以下においても同様である。

イ 戊に対する貸付金に係る貸倒損失について

原告は、平成8年以降、毎年末に、戊貸付金の一部を放棄してきた。また、原告は、平成19年以降、戊に対し、貸付先の紹介及び不動産の調査に係る手数料をそれぞれ支払う義務を負っていたところ、これらと戊貸付金とを相殺してきた。

しかるに、原告は、平成22年6月18日の改正貸金業法の施行により、新規に貸付けをすることができず、戊に貸付先の紹介及び不動産の調査を依頼することがなくなり、戊貸付金を回収することができなくなった。そこで、原告は、同年、残額2億1421万2700円の戊貸付金（7口）の全てを放棄した。

したがって、原告の事業の遂行上、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に、戊に対する貸付金の貸倒れにより、2億1421万2700円の損失が生じた。

(2) 被告の主張

ア 貸倒損失が認められるための要件等

所得税法51条2項所定の貸倒損失が認められるためには、①債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その債務の弁済を受けることができないと認められる場合、又は、②債務者の資産状況、支払能力等からみて債権の全額を回収できないことが明らかになった場合など、当該債権の回収の見込みがないことが客観的に確実になること（以下「回収不能の状態」という。）を要する。本件通達51-11、12は、上記の趣旨をいうものと解される。

この点、貸倒損失の恣意的な計上を許すべきではないから、ある年分に貸倒損失が生じたか否かは、債権者の主観によってではなく、客観的に判断されるべきであるところ、ある年分に貸倒損失が生じたことが認められるためには、当該年中に当該債権につき回収不能の状態が初めて生じたといえることを要する。また、当該債権に人的、物的担保が設定されている場合には、これを処分した後でなければ、回収不能の状態が生じたということとはできない。

そして、被課税者において、債権の発生原因、内容、帰属及び回収不能の状態等に係る事実を具体的に主張し、貸倒損失の存在をある程度合理的に推認させるに足る立証を行わない限り、事実上、貸倒損失の不存在が推定されるものと解される。

上記解釈は、争点1-2以下においても同様である。

イ 戊に対する貸付金に係る貸倒損失について

原告は、昭和47年5月1日付けの戊契約書を作成するに当たり、戊に対して担保を要求せず、その後に戊から全く弁済を受けていない。そうすると、そもそも、戊貸付金が存在すること自体、疑わしい。

仮に戊貸付金が存在するとしても、戊は、昭和47年5月1日から平成8年6月3日までの24年余りにわたり、戊貸付金の元金（7億5000万円）並びに利息及び遅延損害金（平成7年12月31日までで合計48億5500万円）を一切支払っていないことなどからすると、平成8年当時、これらを弁済する資力を有していなかった。この点、確定した前訴第1審判決においても、戊貸付金は、遅くとも平成8年末頃には、元本、利息及び遅延損害金の全額につき、回収不能の状態にあったものと認められている。

なお、平成22年以前に、戊が原告に対して仲介手数料の支払請求権を取得し、かつ、これが戊貸付金との相殺に供されたことを裏付ける証拠はない。

以上によれば、戊貸付金は、平成22年中に初めて回収不能の状態が生じたものとはいえない。

ウ 小括

したがって、原告の事業の遂行上、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に、戊に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はない。

2 争点1-2（Bに対する貸倒損失の有無及び額）について

(1) 原告の主張

B及び乙は、平成12年2月21日に本件代物弁済をして以降、原告に対し、B貸付金を弁済していなかった。もっとも、乙は、その後、原告に対し、B貸付金の元金の一部として、平成19年12月25日に合計3万円を、平成20年12月21日に合計3万円を、平成21年12月22日に合計2万円を、平成24年12月9日に3万円を、それぞれ支払った。

しかし、原告は、B又は乙の資産が乏しいため、平成23年に入ってからB貸付金の回収の見込みがないことが確実にされたものと判断し、同年11月18日付けで残額のうち1億4145万6283円を、平成24年12月9日付けで残額のうち9992万5000円を放棄した。

したがって、原告の事業の遂行上、Bに対する貸付金の貸倒れにより、平成23年1月1日から同年12月31日までの間は1億4145万6283円の損失が、平成24年1月1日から同年12月31日までの間は9992万5000円の損失が、それぞれ生じた。

(2) 被告の主張

Bは、平成3年以降、B貸付金の利息の一部しか支払わず、平成9年に解散した。そして、Bは、平成12年、乙が清算人に就任して事実上の休眠状態に入った上、それ以降、本件代物弁済を除き、B貸付金を弁済していない。

これらの事実からすれば、B貸付金は、遅くとも平成12年頃には、その全額につき回収不能の状態にあったというべきである。この点、確定した前訴第1審判決も、その旨を認めている。そうすると、B貸付金は、平成23年中に初めて回収不能の状態が生じたものとはいえない。

したがって、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に、Bに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はない。

### 3 争点1-3（丙に対する貸倒損失の有無及び額）について

#### （1）原告の主張

原告は、貸金業者であると共に宅地建物取引業者でもあったところ、平成19年以降は、改正貸金業法の施行により貸金業を縮小し、不動産業への拡張ないし転換を計画していた。そのような中の平成20年、原告は、丙から不動産取引に関するトラブルを抱えていることを相談されると、不動産業を拡大することができると考え、丙の裁判費用を立て替える名目で丙貸付金を行った。したがって、丙貸付金は、貸金業の取引としてではなく、不動産の取引に向けた準備行為としてされた。

しかし、丙は、その後、訴訟に勝訴することができず、丙貸付金（本件和解）を履行しようとしなかった。そこで、原告は、丙貸付金の回収の努力を続け、丙の財産に対する民事執行までしたものの、これが不能に終わった。そこで、原告は、丙貸付金の回収の見込みがなくなったことが確実にされたものと判断し、平成24年2月28日、丙貸付金の元金137万5000円、利息及び損害金合計13万1629円につき、貸倒損失が生じた旨の処理をした。

したがって、原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間、丙に対する貸付金の貸倒れにより、150万6629円の損失が生じた。

#### （2）被告の主張

丙貸付金は原告の貸金業に係る取引によるものではなく、また、これが原告の不動産業の遂行上生じた債権であることを認めるに足りる証拠はない。

また、丙は、丙貸付金を全く支払っておらず、これを弁済する意思を有していなかった。そして、原告は、平成22年、本件和解調書に基づき、丙の不動産に対する強制競売の申立て（本件競売申立て）をしたものの、優先債権が2680万円と多額であるため、同不動産は無剰余であった。そうすると、丙貸付金は、遅くとも上記無剰余が判明した時点で、その全額につき回収不能の状態にあった。したがって、丙貸付金は、平成24年中に初めて回収不能の状態が生じたものとはいえない。

以上によれば、原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、丙に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はない。

### 4 争点1-4（丁に対する貸倒損失の有無及び額）について

#### （1）原告の主張

原告は、丁貸付金の弁済が遅れがちであったことから、平成20年6月以降、丁に対し、複数の土木建築工事（本件工事）を依頼することにより、その収入を増加させ、丁貸付金を弁済させようとした。しかし、丁は、平成23年8月の段階で、下請業者に多額の債務を負っており、債務超過（実質的には破産）の状態にあった。

そこで、原告は、丁貸付金の回収の見込みがないことが確実にされたものと判断し、平成23年8月10日、丁との間で、丁貸付金（利息及び損害金を含めて410万7945円）と本件工事代金の未払分（202万2800円）を相殺した上で、丁貸付金の残額208万5145円を放棄した。

したがって、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間、丁に対する貸付金の貸倒れにより、208万5145円の損失が生じた。

#### （2）被告の主張

丁は、平成20年9月10日までに、丁貸付金につき、元金の半額以上を弁済していた。また、原告は、平成23年7月までに、丁に対し、本件工事の代金として、丁貸付金の額を大幅に上回る額を支払っていた。さらに、丁貸付金は、同年8月10日当時、本件根抵当権によって担保されていた。

以上からすると、丁貸付金は、原告がこれを放棄した平成23年8月10日の時点では、本件根抵当権の実行、弁済又は相殺によって回収することができたから、回収不能の状態にあったとはいえない。

したがって、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はない。

## 5 争点1-5（Iに対する貸倒損失の有無及び額）について

### (1) 原告の主張

原告は、平成14年及び平成15年にI貸付金につき勝訴の確定判決を得たものの、Iの居所がはっきりせず連絡がつきにくいこともあり、同年から平成23年までの間に、IからI貸付金のうち9万円（1年につき1万円）の弁済を受けるにとどまっていた。また、連帯保証人のJも、高齢であり、数年前から行方不明で連絡がつかない状態であった。しかるところ、Iは、平成23年から平成24年にかけて、原告に対し、長期にわたり経済的に苦しい状態が続いており、I貸付金の返済が困難である旨を述べた。

そこで、原告は、I貸付金の回収の見込みがないことが確実になったものと判断し、平成24年6月7日付けで、I貸付金の元金1500万円及び遅延損害金6748万8915円を放棄した。

したがって、原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間、Iに対する貸付金の貸倒れにより、8248万8915円の損失が生じた。

### (2) 被告の主張

Iは、平成8年12月31日、I貸付金の第1回目の弁済を怠り、期限の利益を喪失した。そして、原告は、平成9年12月、Jの不動産に対する根抵当権に基づき、競売の申立てをしたものの、その売却代金から配当を受けることができなかった。さらに、平成14年及び平成15年、I貸付金に関し、I及びJに対する認容判決が言い渡されたものの、これに基づく強制執行はされなかった。両者とも、その頃までの間、I貸付金の弁済をしたことはなく、これを弁済する資力を有していたとは考え難い。

そうすると、I貸付金は、遅くとも上記認容判決が言い渡された平成15年末頃の時点で、その全額につき回収不能の状態にあった。この点、仮にIが平成15年から平成23年までの間に毎年1万円ずつI貸付金を弁済していたとしても、その額が僅少であることからすれば、回収不能であったとの上記認定は左右されない。したがって、I貸付金は、平成24年中に初めて回収不能の状態が生じたものとはいえない。

以上によれば、原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、Iに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はない。

## 6 争点2（その他損失の有無及び額）について

### (1) 原告の主張

平成23年8月10日当時、本件工事代金により相殺した後の丁貸付金の残額は、利息制限法所定の利率（年15%）による引直し計算を前提とした場合には、33万2179円で

あった。しかるところ、原告は、同日、丁貸付金の残額が208万5145円であることを前提にこれを放棄した。

そうすると、原告は、上記放棄により、丁に対し、上記の差額である175万2966円を、不当利得として現実に返還したこととなる。してみると、丁貸付金に係る経済的成果は、丁に対する貸付けが無効であることに基因して失われたものといえることができる。

したがって、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金につき、所得税法施行令141条3号所定の事由により、175万2966円の損失が生じた。

## (2) 被告の主張

争う。丁貸付金につき、原告が丁に対して期限の利益の喪失を宥恕したことは認められないから、利息制限法所定の利率（年15%）による引直し計算という原告主張の前提自体が誤っており、原告は、丁貸付金の放棄をもって、丁に対して不当利得を返還したとはいえない。

## 7 争点3（総収入金額から利息及び損害金相当額を控除することの可否）について

### (1) 原告の主張

原告は、帳簿書類及び確定申告書に、平成22年分の総収入金額にI貸付金に係る利息及び損害金449万9999円を、平成23年分の総収入金額にI貸付金に係る利息及び損害金449万3531円をそれぞれ計上した。しかるに、仮に平成15年頃にI貸付金が回収不能になっていたとすれば、平成22年分及び平成23年分の原告の総収入金額の計算上、上記利息及び損害金の金額が控除されるべきである。

したがって、原告の平成22年分及び平成23年分の総収入金額から、Iに対する貸付金に係る利息及び損害金に相当する額（具体的には、平成22年分は449万9999円、平成23年分は449万3531円）を控除すべきである。

なお、原告は、確定申告書に平成22年分の総収入金額を1億1061万9974円と、平成23年分のそれを1億1847万2090円とそれぞれ記載した。しかし、原告は、貸付金に係る利息及び損害金の計算方法が未収の場合と入金があった場合とで異なり煩雑であったことから、確定申告書に誤った総収入金額を記載した。原告の総収入金額（I貸付金に係る利息及び損害金を控除する前のもの）は、正しくは、平成22年分が1億1229万5917円、平成23年分が1億1525万2425円である。

### (2) 被告の主張

本件各課税処分は確定申告書に記載された総収入金額を変更していないから、原告は、同金額が真実に反して過大である旨を主張する場合には、当該事実を立証する責任を負う。しかるに、原告は、平成22年分及び平成23年分のI貸付金に係る利息及び損害金につき、その具体的な算定根拠を明らかにする証拠を提出していない以上、原告の同各年分の総収入金額が真実に反して過大であるとは認められない。

したがって、原告の平成22年分及び平成23年分の総収入金額から、Iに対する貸付金に係る利息及び損害金に相当する額を控除すべきではない。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 争点1（貸倒損失の有無及び額）について

#### (1) 貸倒損失を必要経費に算入するための要件

居住者が、ある年分の事業所得の金額の計算上、当該事業の遂行上生じた貸付金（債権）の貸倒れにより損失が生じたことを理由に、所得税法51条2項に基づき、その金額を必要経費に算入するためには、これが恣意的にされるべきでないことにも照らすと、当該居住者が当該貸付金の放棄又は免除等の意思表示をしたか否かを問わず、当該年中において初めて、当該貸付金の全額につき回収の見込みのないことが客観的に確実になった（回収不能の状態になった）と認められることを要すると解すべきである。

しかるところ、当該貸付金が回収不能であるか否かは、当該貸付金に係る弁済の状況に加え、債務者の資産及び負債（債務超過の有無等）の状況、収入又は営業の状況、所在把握の可否、法的整理（破産、民事再生等）の申立ての有無その他諸般の事情を総合的に考慮し、社会通念に従って判断すべきである。そして、当該貸付金につき担保が供されている場合には、当該担保を処分した後でなければ、当該貸付金が回収不能になったと認めることはできないと解すべきである。

この点、本件通達51-11（4）、51-12は、以上の趣旨に沿った合理的な定めとすることができる。

（2）争点1-1（戊に対する貸倒損失の有無及び額）について

ア 原告は、平成22年の改正貸金業法の施行により、戊に貸付先の紹介及び不動産の調査を依頼しなくなった結果、その手数料支払義務と相殺する形で戊貸付金を回収できなくなり、同年、2億1421万2700円の戊貸付金を放棄したから、その貸倒れにより同額の損失が生じた旨を主張する。

イ しかし、戊が、平成22年以前に、原告に対して貸付先を紹介し、又は原告のために不動産の調査等の業務を行っていたことを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

かえって、前提事実（2）及び証拠（乙16～30）によれば、原告と戊が作成した戊貸付金の一部を放棄する旨の15通の書面（平成8年6月～平成21年3月に作成）においては、戊貸付金が放棄の意思表示以外の原因によっては消滅していないことを前提に、その元金、利息及び遅延損害金の額が計算されている。

さらに、証拠（乙9、10、15、33の3）によれば、原告は、前訴（前件各課税処分の取消しの訴え）においても、戊との間で手数料支払義務と戊貸付金を相殺していた旨の主張及び供述をしていたものの、前件各課税処分に係る審査請求手続においては、これと同旨の主張及び供述をしていなかったことなどに照らすと、上記の手数料及び相殺に関する原告の主張をにわかに信用することは困難といわざるを得ない。

そうすると、仮に戊貸付金が存在していたとしても、平成22年以前に、戊が、原告に対し、貸付先の紹介及び不動産の調査に係る手数料の支払を請求する権利を取得し、かつ、原告において、これを戊貸付金と相殺していたことは認められない。

ウ しかるところ、前提事実（2）、証拠（乙14、15、33の3）及び弁論の全趣旨によれば、①戊は、原告に対し、戊契約書を作成した昭和47年5月1日から平成8年6月3日までの24年以上もの長期間にわたり、戊貸付金の元本、利息及び遅延損害金を全く支払っていなかったこと、②原告と戊は、同日付けで、原告が合計48億5500万円に上る戊貸付金の遅延損害金を放棄した旨を確認する書面を作成するとともに、翌年（平成9年）にも、原告が合計8億円に上る戊貸付金の元金及び遅延損害金を放棄した旨を確認する書面を作成したことが認められる。そして、③戊が、平成8年当時、戊貸付金の全部

又は一部を弁済するに足りる資産を有していたことをうかがわせる証拠は見当たらない。

以上を総合的に考慮すると、仮に戊貸付金が存在していたとしても、戊貸付金は、遅くとも、平成8年末頃までには、その全額につき回収不能の状態にあったものと認められる。

エ 以上によれば、原告の事業の遂行上、平成22年1月1日から同年12月31日までの間に、戊に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はなかったものと認められる。

(3) 争点1-2 (Bに対する貸倒損失の有無及び額) について

ア 原告は、乙が平成19年12月から平成24年12月までの間にB貸付金の一部(元金合計11万円)を弁済していたが、平成23年以降にB貸付金の回収の見込みがなくなつたと判断し、同年11月に1億4145万6283円を、平成24年12月に9992万5000円を放棄したから、その貸倒れにより同額の損失が生じた旨を主張する。

イ しかし、証拠(乙33の3)によれば、原告は、平成23年11月の段階で、国税不服審判所の職員に対し、平成12年2月21日の本件代物弁済以降、B貸付金を回収できていない旨を供述していることが認められるところ、上記主張は、上記事実に矛盾するから、にわかに信用することはできない。

そうすると、本件代物弁済がされた平成12年2月より後に、乙がB貸付金を弁済したことは認められないといわざるを得ない。

ウ しかるところ、前提事実(1)及び(3)並びに証拠(乙33の2、3)によれば、①Bは平成9年6月に解散したこと、②Bと乙は、B貸付金の利息を支払った平成3年6月から本件代物弁済をした平成12年2月までの間、B貸付金を弁済したことはなく、原告も、その間、B又は乙に対し、B貸付金の弁済を全く催告していなかったことが認められる。そして、③上記イのとおり、B及び乙は、本件代物弁済がされた平成12年2月以降、B貸付金を弁済したとは認められない。

以上を総合的に考慮すると、B貸付金は、遅くとも、平成12年末の時点で、その全額につき回収不能の状態にあったものと認められる。

なお、仮に原告の主張するとおり平成19年以降にB貸付金が弁済されていたとしても、その額は合計11万円であって、元金の額(1億7000万円)に照らして僅少であることからすれば、これをもって上記判断が左右されるとはいえない。

エ 以上によれば、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に、Bに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はなかったものと認められる。

(4) 争点1-3 (丙に対する貸倒損失の有無及び額) について

ア 原告は、自己の営む不動産業の遂行上、丙貸付金に係る強制執行が奏功せず、平成24年2月28日、丙貸付金150万6629円の回収の見込みがなくなつたものと判断したから、その貸倒れにより同額の損失が生じた旨を主張する。

イ しかし、前提事実(4)及び証拠(乙35)によれば、①丙貸付金は、直接的には丙の裁判費用に充てることを目的とし、無利息のもので、借用書も作成されなかったこと、②原告は、丙貸付金の支払を求める訴訟において、個人的に人助けのつもりで金銭を貸し付けた旨を主張していたことが認められる。

そうすると、丙貸付金が原告の事業の遂行上生じた債権であるとは認めるには足りず、他にこの事実を認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

ウ また、前提事実(4)及び弁論の全趣旨によれば、①丙は、平成20年5月に丙貸付金

を受けて以降、これを全く支払っていなかったこと、②原告は、平成22年4月、丙貸付金に係る債務名義に基づき、丙の所有する不動産に対する強制競売の申立てをしたものの、同年8月9日、無剰余であることが判明したため、これを取り下げたこと、③原告は、平成24年2月にも、丙貸付金に係る債務名義に基づき、上記不動産内にある動産につき動産執行の申立てをしたものの、同月28日、換価の見込みのある動産が存在しないため、同申立てが執行不能により終了したことが認められる。

以上を総合的に考慮すると、丙貸付金は、遅くとも丙の所有する不動産の無剰余が判明した平成22年8月9日の時点で、その全額につき回収不能の状態にあったものと認められる。

エ 以上によれば、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に、丙に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はなかったものと認められる。

(5) 争点1-4 (丁に対する貸倒損失の有無及び額) について

ア 原告は、丁が平成23年8月の段階で債務超過(実質的には破産)の状態にあったため、丁貸付金の回収の見込みがなくなったと判断し、同月10日に本件工事代金の未払分と相殺した後の丁貸付金の残額208万5145円を放棄したから、その貸倒れにより同額の損失が生じた旨を主張する。

イ しかし、前提事実(5)によれば、①丁は、平成17年12月から平成20年9月までの間に、丁貸付金(元金250万円)の半額を超える140万0030円を支払っていたこと、②原告は、平成20年6月から平成23年8月までの間に、本件工事代金のうち1500万5395円を支払っていたことが認められる。このことに加えて、③原告は、丁貸付金を放棄した平成23年8月10日の時点で、丁貸付金を含む原告の丁に対する債権を担保するための根抵当権を有していたことが認められるのである。

そうすると、丁貸付金は、平成23年当時、回収不能の状態にあったとは認められない。

ウ 以上によれば、原告の事業の遂行上、平成23年1月1日から同年12月31日までの間に、丁に対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はなかったものと認められる。

(6) 争点1-5 (Iに対する貸倒損失の有無及び額) について

ア 原告は、Iが平成15年から平成23年までの間にI貸付金の一部(利息及び損害金の合計9万円)を弁済していたが、平成24年6月7日、I貸付金の回収の見込みがなくなったと判断し、その元金及び遅延損害金の合計824万8915円を放棄したから、その貸倒れにより同額の損失が生じた旨を主張する。

イ しかし、前提事実(6)、証拠(乙7、8、38、39)及び弁論の全趣旨によれば、①Iは、平成8年12月31日、I貸付金の第1回目の弁済を怠り、期限の利益を喪失したこと、②原告は、平成9年12月、I貸付金を担保するための不動産(連帯保証人であるJが所有するもの)に対する根抵当権に基づき、担保不動産競売の申立てをしたものの、その売却代金から配当を受けることができなかったこと、③原告は、平成15年5月までに、I貸付金に係る債務名義(その支払を命じる旨の確定判決)を取得したものの、その後、これに基づく強制執行の申立てをしなかったことが認められる。そして、④I又はJが、平成15年までに、I貸付金の全部又は一部を弁済したことをうかがわせる証拠は見当たらない。

以上を総合的に考慮すると、I貸付金は、遅くとも、平成15年末頃までには、その全



額につき回収不能の状態にあったものと認められる。

なお、仮に原告の主張するとおり平成15年以降にI貸付金が弁済されていたとしても、その額は合計9万円であって、元金の額（1500万円）に照らして僅少であることからすれば、これをもって上記判断が左右されるとはいえない。

ウ 以上によれば、原告の事業の遂行上、平成24年1月1日から同年12月31日までの間に、Iに対する貸付金の貸倒れにより生じた損失はなかったものと認められる。

## 2 争点2（その他損失の有無及び額）について

原告は、丁貸付金につき、平成23年8月10日、本件工事代金との相殺後の残額が208万5145円であることを前提に放棄がされたことにより、利息制限法に基づく引直し計算をした場合の残額（33万2179円）との差額である175万2966円が不当利得として現実に丁に返還されたこととなるから、同年中に、所得税法施行令141条3号所定の事由（事業所得の金額の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われること）により同額の損失が生じた旨を主張する。

しかし、原告が、法律上支払を求めることのできる丁貸付金の金額（33万2179円）につき、誤った認識（208万5145円）に基づいて丁貸付金を放棄したとしても、そのことから直ちに、原告が丁に対してその差額に相当する金員（175万2966円）を不当利得として現実に返還したものとみることは困難というほかない。

したがって、原告の上記主張は、その前提において失当であり、これを採用することができない。

## 3 争点3（総収入金額から利息及び損害金相当額を控除することの可否）について

原告は、平成15年頃にI貸付金が回収不能になっていたとすれば、原告が計上した平成22年分及び平成23年分の総収入金額（平成22年分につき1億1229万5917円、平成23年分につき1億1525万2425円）から、I貸付金に係る利息及び損害金に相当する額（平成22年分につき449万9999円、平成23年分につき449万3531円）を控除すべきである旨を主張する。

この点、前提事実（8）、証拠（甲1、2、乙1、2、4、5、40、42）及び弁論の全趣旨によれば、本件各課税処分は、原告の平成22年分及び平成23年分の確定申告書に記載された総収入金額を前提としていることが認められるから、原告は、この総収入金額が真実の金額に反する（過大である）ことを主張する場合には、これを立証する責任を負うものと解される。

しかし、原告の上記主張の根拠とされた帳簿書類（甲8～12）は、①その内容の正確性を担保する資料（借用証、領収書等）の裏付けがないこと、②上記第3の5（1）のとおり、原告自ら、平成22年及び平成23年にI貸付金のうち2万円しか弁済されていない旨を主張していることなどに照らすと、その内容を直ちに信用することはできないといわざるを得ない。そして、他に、平成22年分及び平成23年分の原告の総収入金額並びにI貸付金の利息及び損害金の額が、上記主張のとおりであることを認めるに足りる的確な証拠は見当たらない。

したがって、原告の上記主張は、これを採用することができない。

## 4 結論

以上によれば、原告の平成22年分から平成24年分までの所得税につき、被告が主張する

税額の計算方法（上記第2の4参照）は相当であるから、原告が納付すべき税額は、別紙「課税標準及び税額の計算」のとおりとなり、本件各課税処分で納付すべき税額とされた金額（別表2の「更正処分等」欄参照）を下回らない。したがって、本件各課税処分は、いずれも適法である。

よって、原告の請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 山口 浩司

裁判官 和久 一彦

裁判官 日巻 功一郎

## 課税標準及び税額の計算

## 第1 平成22年分

1 事業所得の金額	8658万7186円
以下の(1)の金額から(2)の金額を控除した金額	
(1) 総収入金額	1億1061万9974円
原告が収支内訳書(一般用)の「収入金額」の「計」欄に記載した金額(乙40・1枚目の④欄)	
(2) 必要経費	2403万2788円
下記アないしシの合計額	
ア 減価償却費	379万3412円
原告が収支内訳書(一般用)の「減価償却費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の⑬欄)	
イ 地代家賃	75万6000円
原告が収支内訳書(一般用)の「地代家賃」欄に記載した金額(乙40・1枚目の⑮欄)	
ウ 租税公課	989万6736円
原告が収支内訳書(一般用)の「租税公課」欄に記載した金額(乙40・1枚目の⑰欄)	
エ 水道光熱費	54万6139円
原告が収支内訳書(一般用)の「水道光熱費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の⑱欄)	
オ 旅費交通費	60万6127円
原告が収支内訳書(一般用)の「旅費交通費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉑欄)	
カ 通信費	30万2042円
原告が収支内訳書(一般用)の「通信費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉒欄)	
キ 接待交際費	54万6639円
原告が収支内訳書(一般用)の「接待交際費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉓欄)	
ク 損害保険料	57万6960円
原告が収支内訳書(一般用)の「損害保険料」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉔欄)	
ケ 修繕費	8万0383円
原告が収支内訳書(一般用)の「修繕費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉕欄)	
コ 消耗品費	15万3912円
原告が収支内訳書(一般用)の「消耗品費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉖欄)	
サ その他の経費	658万6095円
原告が収支内訳書(一般用)の「その他の経費」欄に記載した金額(乙40・1枚目の㉗欄)	
シ 雑費	18万8343円

	原告が収支内訳書（一般用）の「雑費」欄に記載した金額（乙４０・１枚目の㊸欄）	
2	不動産所得の金額	7735万8666円
	以下の（１）から（２）を控除した金額	
（１）	総収入金額	1億0703万5815円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「収入金額」の「計」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊵欄）	
（２）	必要経費	2967万7149円
	以下のアないしカの合計額	
ア	減価償却費	562万1944円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「減価償却費」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊷欄）	
イ	租税公課	2009万2594円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「租税公課」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊹欄）	
ウ	損害保険料	9万1130円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「損害保険料」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊺欄）	
エ	修繕費	144万4187円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「修繕費」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊻欄）	
オ	その他の経費	242万1294円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「その他の経費」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊼欄）	
カ	雑費	6000円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「雑費」欄に記載した金額（乙４１・１枚目の㊽欄）	
3	総所得金額	1億6394万5852円
	上記１及び２の合計金額	
4	所得から差し引かれる金額（所得控除）	155万8940円
	以下の（１）ないし（４）の合計金額	
（１）	社会保険料控除	3万8940円
	介護保険料の合計額（乙４・１頁及び３頁）	
（２）	配偶者控除	38万0000円
	原告が確定申告書の「配偶者控除」欄に記載した金額（乙１・１枚目の㊿欄）	
（３）	扶養控除	76万0000円
	原告が確定申告書の「扶養控除」欄に記載した金額（乙１・１枚目の㊽欄）	
（４）	基礎控除	38万0000円
5	課税される所得金額	1億6238万6000円
	上記３から上記４を控除した金額（国税通則法１１８条１項により１０００円未満の端数を切り捨て）	

6	課税される所得金額に対する税額 上記5の金額に所得税法89条1項を適用して算出した金額	6215万8400円
7	納付すべき所得税の額 上記6と同額	6215万8400円
8	過少申告加算税の対象となる税額 上記7の金額から確定申告における税額(0円)を控除した金額	6215万8400円
9	過少申告加算税の額 以下の(1)及び(2)の合計金額	929万7500円
(1)	上記8の金額(国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て)に100分の10の割合(同法65条1項)を乗じて計算した金額	621万5000円
(2)	上記8の金額から50万円を控除した金額(国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て。6165万0000円)に100分の5の割合(同法65条2項)を乗じて計算した金額	308万2500円

## 第2 平成23年分

1	事業所得の金額 以下の(1)から(2)を控除した金額	5985万5654円
(1)	総収入金額 原告が収支内訳書(一般用)の「収入金額」の「計」欄に記載した金額(乙42・1枚目の④欄)	1億1847万2090円
(2)	必要経費 以下のアないしタの合計金額	5861万6436円
ア	減価償却費 原告が収支内訳書(一般用)の「減価償却費」欄に記載した金額(乙42・1枚目の⑬欄)	404万6979円
イ	地代家賃 原告が収支内訳書(一般用)の「地代家賃」欄に記載した金額(乙42・1枚目の⑮欄)	75万6000円
ウ	租税公課 原告が収支内訳書(一般用)の「租税公課」欄に記載した金額(乙42・1枚目の⑰欄)	3661万8275円
エ	水道光熱費 原告が収支内訳書(一般用)の「水道光熱費」欄に記載した金額(乙42・1枚目の⑱欄)	105万2625円
オ	旅費交通費 原告が収支内訳書(一般用)の「旅費交通費」欄に記載した金額(乙42・1枚目の㉑欄)	44万4740円
カ	通信費 原告が収支内訳書(一般用)の「通信費」欄に記載した金額(乙42・1枚目の㉒欄)	49万7115円
キ	接待交際費 原告が収支内訳書(一般用)の「接待交際費」欄に記載した金額(乙42・1枚目の㉓欄)	17万5310円

ク	損害保険料	1万2880円
	原告が収支内訳書（一般用）の「損害保険料」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊸欄）	
ケ	修繕費	46万8473円
	原告が収支内訳書（一般用）の「修繕費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊹欄）	
コ	消耗品費	48万6975円
	原告が収支内訳書（一般用）の「消耗品費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊺欄）	
サ	車両費	153万4562円
	原告が収支内訳書（一般用）の「車両費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊻欄）	
シ	新聞図書費	16万9183円
	原告が収支内訳書（一般用）の「新聞図書費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊼欄）	
ス	諸会費	21万7362円
	原告が収支内訳書（一般用）の「諸会費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊽欄）	
セ	雑損失	844万8392円
	原告が収支内訳書（一般用）の「雑損失」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊾欄）	
ソ	その他の経費	282万9891円
	原告が収支内訳書（一般用）の「その他の経費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊿欄）	
タ	雑費	85万7674円
	原告が収支内訳書（一般用）の「雑費」欄に記載した金額（乙42・1枚目の㊽欄）	
2	不動産所得の金額	5294万0121円
	以下の（1）から（2）を控除した金額	
（1）	総収入金額	1億0885万7452円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「収入金額」の「計」欄に記載した金額（乙43・1枚目の⑤欄）	
（2）	必要経費	5591万7331円
	以下のアないしクの合計金額	
ア	減価償却費	506万7848円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「減価償却費」欄に記載した金額（乙43・1枚目の⑦欄）	
イ	貸倒金	6万円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「貸倒金」欄に記載した金額（乙43・1枚目の⑧欄）	
ウ	地代家賃	2万0400円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「地代家賃」欄に記載した金額（乙43・1枚目の⑨欄）	
エ	租税公課	4614万1981円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「租税公課」欄に記載した金額（乙43・1枚目の⑩欄）	

オ 損害保険料	4万3840円
原告が収支内訳書（不動産所得用）の「損害保険料」欄に記載した金額（乙43・1枚目の㊸欄）	
カ 修繕費	166万1701円
原告が収支内訳書（不動産所得用）の「修繕費」欄に記載した金額（乙43・1枚目の㊹欄）	
キ その他の経費	231万5935円
原告が収支内訳書（不動産所得用）の「その他の経費」欄に記載した金額（乙43・1枚目の㊺欄）	
ク 雑費	60万5626円
原告が収支内訳書（不動産所得用）の「雑費」欄に記載した金額（乙43・1枚目の㊻欄）	
3 総所得金額	1億1279万5775円
上記1及び2の合計金額	
4 所得から差し引かれる金額（所得控除）	188万2820円
以下の（1）ないし（4）の合計金額	
（1）社会保険料控除	36万2820円
原告が確定申告書の「社会保険料控除」欄に記載した金額（乙2・1枚目の㊼欄）	
（2）配偶者控除	38万0000円
原告が確定申告書「配偶者控除」欄に記載した金額（乙2・1枚目の㊽欄）	
（3）扶養控除	76万0000円
原告が確定申告書の「扶養控除」欄に記載した金額（乙2・1枚目の㊾欄）	
（4）基礎控除	38万0000円
5 課税される所得金額	1億1091万2000円
上記3から上記4を控除した金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨て）	
6 課税される所得金額に対する税額	4156万8800円
上記金額は、上記5の金額に所得税法89条1項を適用して算出した金額	
7 納付すべき所得税の額	4156万8800円
上記6と同額	
8 過少申告加算税の対象となる税額	4156万8800円
上記7の金額から確定申告における税額（0円）を控除した金額	
9 過少申告加算税の額	620万9000円
以下の（1）及び（2）の合計金額	
（1）上記8の金額（国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て）に100分の10の割合（同法65条1項）を乗じて計算した金額	415万6000円
（2）上記8の金額から50万円を控除した金額（国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て。4106万0000円）に100分の5の割合（同法65条2項）を乗じて計算した金額	205万3000円

第3 平成24年分

1 事業所得の金額	8863万5288円
以下の(1)から(2)を控除した金額	
(1) 総収入金額	1億1814万7883円
原告が収支内訳書(一般用)の「収入金額」の「計」欄に記載した金額(乙44・1枚目の④欄)	
(2) 必要経費	2951万2595円
以下のアないしテの合計金額	
ア 減価償却費	413万4131円
原告が収支内訳書(一般用)の「減価償却費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の⑬欄)	
イ 地代家賃	56万7000円
原告が収支内訳書(一般用)の「地代家賃」欄に記載した金額(乙44・1枚目の⑮欄)	
ウ 利子割引料	55円
原告が収支内訳書(一般用)の「利子割引料」欄に記載した金額(乙44・1枚目の⑯欄)	
エ 租税公課	1812万6974円
原告が収支内訳書(一般用)の「租税公課」欄に記載した金額(乙44・1枚目の⑰欄)	
オ 荷造運賃	600円
原告が収支内訳書(一般用)の「荷造運賃」欄に記載した金額(乙44・1枚目の⑱欄)	
カ 水道光熱費	109万0265円
原告が収支内訳書(一般用)の「水道光熱費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉑欄)	
キ 旅費交通費	15万2190円
原告が収支内訳書(一般用)の「旅費交通費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉒欄)	
ク 通信費	63万1631円
原告が収支内訳書(一般用)の「通信費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉓欄)	
ケ 広告宣伝費	4万0000円
原告が収支内訳書(一般用)の「広告宣伝費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉔欄)	
コ 接待交際費	21万2288円
原告が収支内訳書(一般用)の「接待交際費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉕欄)	
サ 損害保険料	1万2880円
原告が収支内訳書(一般用)の「損害保険料」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉖欄)	
シ 修繕費	19万9393円
原告が収支内訳書(一般用)の「修繕費」欄に記載した金額(乙44・1枚目の㉗欄)	
ス 消耗品費	81万2659円



	原告が収支内訳書（一般用）の「消耗品費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊸欄）	
セ	車両費	２２６万８１２５円
	原告が収支内訳書（一般用）の「車両費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊹欄）	
ソ	新聞図書費	１１万２９５０円
	原告が収支内訳書（一般用）の「新聞図書費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊺欄）	
タ	諸会費	２０万０４１２円
	原告が収支内訳書（一般用）の「諸会費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊻欄）	
チ	警備費	２０万３７００円
	原告が収支内訳書（一般用）の「警備費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊼欄）	
ツ	その他の経費	７２万０８４２円
	原告が収支内訳書（一般用）の「その他の経費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊽欄）	
テ	雑費	２万６５００円
	原告が収支内訳書（一般用）の「雑費」欄に記載した金額（乙４４・１枚目の㊾欄）	
2	不動産所得の金額	８４４０万７６７３円
	以下の（１）から（２）を控除した金額	
(1)	総収入金額	１億１８１３万０１５４円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「収入金額」の「計」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊿欄）	
(2)	必要経費	３３７２万２４８１円
	以下のアないしクの合計金額	
ア	減価償却費	５０１万１８９７円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「減価償却費」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊽欄）	
イ	貸倒金	７万００００円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「貸倒金」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊾欄）	
ウ	地代家賃	２万０４００円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「地代家賃」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊿欄）	
エ	租税公課	２２８１万９５７３円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「租税公課」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊽欄）	
オ	損害保険料	９万０１８０円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「損害保険料」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊾欄）	
カ	修繕費	１３０万８３１３円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「修繕費」欄に記載した金額（乙４５・１枚目の㊿欄）	

キ	その他の経費	433万3905円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「その他の経費」欄に記載した金額（乙45・1枚目の㊸欄）	
ク	雑費	6万8213円
	原告が収支内訳書（不動産所得用）の「雑費」欄に記載した金額（乙45・1枚目の㊹欄）	
3	雑所得の金額	915万3200円
	原告が確定申告書の「雑」所得欄に記載した金額（乙3・1枚目の㊺欄）	
4	総所得金額	1億8219万6161円
	上記1ないし3の合計金額	
5	所得から差し引かれる金額（所得控除）	222万8000円
	以下の（1）ないし（4）の合計金額	
（1）	社会保険料控除	70万8000円
	原告が確定申告書の「社会保険料控除」欄に記載した金額（乙3・1枚目の㊻欄）	
（2）	配偶者控除	38万0000円
	原告が確定申告書の「配偶者控除」欄に記載した金額（乙3・1枚目の㊼欄）	
（3）	扶養控除	76万0000円
	原告が確定申告書の「扶養控除」欄に記載した金額（乙3・1枚目の㊽欄）	
（4）	基礎控除	38万0000円
6	課税される所得金額	1億7996万8000円
	上記4から5を控除した金額（国税通則法118条1項により1000円未満の端数を切り捨て）	
7	課税される所得金額に対する税額	6919万1200円
	上記6の金額に所得税法89条1項を適用して算出した金額	
8	納付すべき所得税の額	6919万1200円
	上記7と同額	
9	過少申告加算税の対象となる税額	6919万1200円
	上記8の金額から確定申告における税額（0円）を控除した金額	
10	過少申告加算税の額	1035万3500円
	以下の（1）及び（2）の合計金額	
（1）	上記9の金額（国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て）に100分の10の割合（同法65条1項）を乗じて計算した金額	691万9000円
（2）	上記9の金額から50万円を控除した金額（国税通則法118条3項により1万円未満の端数を切り捨て。6869万0000円）に100分の5の割合（同法65条2項）を乗じて計算した金額	343万4500円

課税の経緯（所得税）

（単位：円）

期間	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	再更正処分等	みなす審査請求	裁決	
平成19年分	申告等年月日	平成20年3月12日	平成22年7月1日	平成22年8月12日	平成22年11月11日	平成22年12月13日	平成23年2月25日	平成23年4月28日	平成23年12月1日	
	内訳	総所得金額	① △9,596,279	246,628,644	全部取消し	棄却	全部取消し	251,216,959	全部取消し	127,871,451
		事業所得の金額	② △46,519,779	177,257,045				177,249,648		51,856,009
		不動産所得の金額	③ 36,923,500	69,371,599				73,967,311		76,015,442
	所得金額から差し引かれる金額	④ 1,520,000	1,355,550	1,735,550				1,735,550		
	課税総所得金額	⑤ 0	245,273,000	249,481,000				126,135,000		
	課税総所得金額に対する税額	⑥ 0	95,313,200	96,996,400				47,658,000		
	短期譲渡所得の金額	⑦ -	37,011,700	37,011,700				37,011,700		
	課税短期譲渡所得金額	⑧ -	37,011,000	37,011,000				37,011,000		
	課税短期譲渡所得金額に対する税額	⑨ -	11,103,300	11,103,300				11,103,300		
	長期譲渡所得の金額	⑩ △6,611,088	5,793,178	5,793,178				116,040,206		
	課税長期譲渡所得金額	⑪ 0	5,793,000	5,793,000				116,040,000		
	課税長期譲渡所得金額に対する税額	⑫ 0	868,950	868,950				17,406,000		
	納付すべき所得税額 (⑥+⑨+⑫)	⑬ 0	107,285,400	108,958,600				76,167,300		
	過少申告加算税の額	⑭		8,352,500				252,000		11,399,000
重加算税の額	⑮		18,000,500	-				0		
平成20年分	申告等年月日	平成21年3月9日	平成22年7月1日	平成22年8月12日	平成22年11月11日	平成22年12月13日	平成23年2月25日	平成23年4月28日	平成23年12月1日	
	内訳	総所得金額	① △39,892,439	128,658,886	全部取消し	棄却	全部取消し	132,534,619	全部取消し	112,200,906
		事業所得の金額	② △72,996,039	64,815,491				64,812,310		42,847,479
		不動産所得の金額	③ 33,103,600	63,843,395				67,722,309		69,353,427
	所得金額から差し引かれる金額	④ 1,520,000	1,350,900	1,730,900				1,730,900		
	課税総所得金額	⑤ 0	127,307,000	130,803,000				110,470,000		
	課税総所得金額に対する税額	⑥ 0	48,126,800	49,525,200				41,392,000		
	長期譲渡所得の金額	⑦ -	11,266,058	11,266,058				11,266,058		
	課税長期譲渡所得金額	⑧ -	11,266,000	11,266,000				11,266,000		
	課税長期譲渡所得金額に対する税額	⑨ -	1,689,900	1,689,900				1,689,900		
	納付すべき所得税額 (⑥+⑨)	⑩ 0	49,816,700	51,215,100				43,081,900		
	過少申告加算税の額	⑪		1,746,500				208,500		6,437,000
重加算税の額	⑫		13,300,000	-				0		
平成21年分	申告等年月日	平成22年3月15日	平成22年7月1日	平成22年8月12日	平成22年11月11日	平成22年12月13日	平成23年2月25日	平成23年4月28日	平成23年12月1日	
	内訳	総所得金額	① △61,744,165	138,139,574	全部取消し	棄却	全部取消し	142,006,019	全部取消し	117,415,013
		事業所得の金額	② △139,273,988	71,474,969				71,474,969		39,325,793
		不動産所得の金額	③ 77,529,823	66,664,605				70,531,050		78,089,220
	所得金額から差し引かれる金額	④ 1,520,000	1,312,230	1,692,230				1,692,230		
	課税総所得金額	⑤ 0	136,827,000	140,313,000				115,722,000		
	課税総所得金額に対する税額	⑥ 0	51,934,800	53,329,200				43,492,800		
	納付すべき所得税額	⑦ 0	51,934,800	53,329,200				43,492,800		
過少申告加算税の額	⑧		7,764,500	208,500				6,498,500		

注)「△」は、マイナスを示す。

## 課税の経緯

(単位：円)

年分	申告・更正等	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
	項目						
平成22年分	年月日	平成23年3月15日	平成26年3月11日	平成26年5月9日	平成27年2月10日	平成27年3月13日	平成28年3月4日
	総所得金額	△50,266,848	163,945,852	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	△127,625,514	86,587,186				
	不動産所得の金額	77,358,666	77,358,666				
	納付すべき税額	0	62,158,400				
	過少申告加算税の額		9,297,500				
年月日	平成24年3月13日	平成26年3月11日	平成26年5月9日				
平成23年分	総所得金額	△30,926,467	112,795,775	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	△83,866,588	59,855,654				
	不動産所得の金額	52,940,121	52,940,121				
	納付すべき税額	0	41,568,800				
	過少申告加算税の額		6,209,000				
	年月日	平成25年3月15日	平成26年3月11日				
平成24年分	総所得金額	△3,679,301	182,196,161	全部取消し	棄却	全部取消し	棄却
	事業所得の金額	△97,240,174	88,635,288				
	不動産所得の金額	84,407,673	84,407,673				
	雑所得の金額	9,153,200	9,153,200				
	納付すべき税額	0	69,191,200				
	過少申告加算税の額		10,353,500				

(注) △印は、損失の金額を示す。